

# ○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第1条の規定に基づく農林水産大臣が定める基準

[平成15年10月1日]

[農林水産省告示第1538号]

改正 平成18年5月1日農林水産省告示第662号

改正 平成23年11月8日農林水産省告示第2220号

改正 平成28年4月1日農林水産省告示第909号

改正 平成30年12月30日農林水産省告示第2836号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（以下「規則」という。）第1条の農林水産大臣が定める基準は、協業組合に係る基準にあつては1のとおりとし、農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社に係る基準にあつては2のとおりとし、一般消費者が直接又は間接の構成員となっている団体に係る基準にあつては3のとおりとし、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項第1号イに規定する生乳生産者団体（以下単に「生乳生産者団体」という。）、同号イに規定する乳業者（以下単に「乳業者」という。）及び牛乳の販売業者が直接又は間接の構成員となっている団体に係る基準にあつては4のとおりとし、畜産業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社（以下単に「持分会社」という。）に係る基準にあつては5のとおりとし、畜産業を営む個人が構成員となっている団体に係る基準にあつては6のとおりとする。ただし、畜産業を営む個人が株主若しくは社員となっている株式会社若しくは持分会社又は畜産業を営む個人が構成員となっている団体が規則第1条第21号に掲げる事業を行う場合にあつては、7のとおりとする。

## 1 協業組合に係る基準

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に規定する中小企業者のみを組合員としていること。

## 2 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社に係る基準

農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を有していること。

- 3 一般消費者が直接又は間接の構成員となっている団体に係る基準
- その規約が次に掲げる事項の全てに該当し、かつ、その事業活動が相当の期間継続して行われていること。
- イ 目的として、構成員の生活の文化的経済的改善向上を図る旨の規定を含んでいること。
  - ロ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。
  - ハ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
  - ニ 構成員たる資格について定めがあり、構成員の加入及び脱退が自由であること。
  - ホ 都道府県の区域又はその区域を超える区域をその地区としていること。
  - ヘ 財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
- 4 生乳生産者団体、乳業者及び牛乳の販売業者が直接又は間接の構成員となっている団体に係る基準
- その規約が次に掲げる事項の全てに該当し、かつ、その事業活動が相当の期間継続して行われているか、又は行われる見込みであること。
- イ 目的として、牛乳消費の安定的拡大を図ることにより、酪農、乳業及び関連産業の安定的発展と食生活の改善に資する旨の規定を含んでいること。
  - ロ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。
  - ハ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
  - ニ 構成員たる資格について定めがあり、構成員の加入及び脱退が自由であること。
  - ホ 全国を区域としていること。
  - ヘ 財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
- 5 畜産業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は持分会社に係る基準
- 次に掲げる事項の全てに該当していること。
- イ 農業を主たる事業として営み、かつ、養畜の業務を営んでいること。
  - ロ 株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり、かつ、公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないこと。

- ハ 持分会社にあっては、その法人の常時従事者たる社員（その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。）が、業務を執行する社員の数の過半を占めること。
- 6 畜産業を営む個人が構成員となっている団体に係る基準次に掲げる事項の全てに該当していること。
- イ 畜産業を営む個人が直接の主たる構成員であること。
- ロ その規約が次に掲げる事項の全てに該当していること。
- (1) 目的として、共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の規定を含んでいること。
- (2) 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- (3) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- (4) 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
- (5) 収支計算書及び会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
- 7 畜産業を営む個人が株主若しくは社員となっている株式会社若しくは持分会社又は畜産業を営む個人が構成員となっている団体に係る基準次に掲げる事項のいずれにも該当していないこと。
- イ 資本金の額又は出資の総額が三億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が三百人を超えていること（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人に該当する場合を除く。）。
- ロ 総株主の議決権又は総出資者の議決権の二分の一以上が同一のイに該当するものの所有に属していること。
- ハ 総株主の議決権又は総出資者の議決権の三分の二以上がイに該当するものの所有に属していること。